

## (参考資料 2)

17消安第2687号  
平成17年6月15日

各都道府県水産主務部長 殿

水産庁増殖推進部  
栽培養殖課長  
農林水産省消費・安全局  
衛生管理課長

### 中国産中間種苗由来の養殖カンパチ等の取扱いについて

このことについて、厚生労働省医薬品食品局食品安全部監視安全課長より、別添のとおり要請があったところです。

貴職におかれましては、消費者の食の安全の確保、また、生鮮出荷の可能な大多数の養殖カンパチ及びイサキに対する消費者の信頼の確保の観点から、別添の内容について、貴管下養殖業者及び流通業者に対し周知するとともに、衛生部局とも連携を密にし、指導に万全を期すようお願いいたします。

また、今回の経緯を踏まえ、今後、貴管下の養殖業者に対して、中国産のカンパチ及びイサキの中間種苗を輸入しようとする場合には都道府県関係部局に相談の上当該種苗の輸入を見合わせるなど適切な対応をとるよう、また、これ以外の輸入種苗の導入に際しても細心の注意を払うよう指導方よろしく申し上げます。

17消安第2687号  
平成17年6月15日

社団法人全国海水養魚協会会長理事 殿

全国漁業協同組合連合会代表理事会長 殿

水産庁増殖推進部  
栽培養殖課長  
農林水産省消費・安全局  
衛生管理課長

中国産中間種苗由来の養殖カンパチ等の取扱いについて

このことについて、厚生労働省医薬品食品局食品安全部監視安全課長より、別添のとおり要請があったところです。

貴協会（連合会）におかれましては、消費者の食の安全の確保、また、生鮮出荷の可能な大多数の養殖カンパチ及びイサキに対する消費者の信頼の確保の観点から、別添の内容について、貴協会（連合会）傘下の組合員の養殖業者に対し周知するとともに、指導に万全を期すようお願いいたします。

また、今回の経緯を踏まえ、今後、貴協会（連合会）傘下の養殖業者に対して、中国産のカンパチ及びイサキの中間種苗を輸入しようとする場合には都道府県関係部局に相談の上、当該種苗の輸入を見合わせるなど適切な対応をとるよう、また、これ以外の輸入種苗の導入に際しても細心の注意を払うよう指導方よろしく願います。